

VII-31  
8-2  
32

VII  
31

新憲法精神及徹底運動に於て國民に徹底すべき事項

一、憲法前文の精神

- 1. 國の政治は國民が信託したものであつて、その權威は國民に由來し、其の利益は國民が之を受けるものであること。
- 2. 我らは平等を維持し、國際社會に伍して名譽ある地位を占めたいと念願してゐること。
- 3. 我らは、いづれの國家も自國のことのみを尊念して他國を無視してはならぬのであつて、政治道德の法則は普遍的なものであること。

二、天皇

天皇は日本國の象徴であり、日本國民統合の象徴であつて、政治に關する權能を有して居られないこと。

三、戦争の放棄

國權の争奪たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際間の紛争を解決する手段としては、永久に之を放棄すること。

四、國民の權利及義務

- 1. 國民の基本的人權は侵すことのできない永久の權利として國民に與へられて居り、その享有を妨げられないこと。
- 2. 國民に保障された自由及權利は、國民の不斷の努力によつてこれを保持しなければならぬと共に之を濫用してはならぬこと。
- 3. すべて國民は個人として尊重され、法の下に平等であること。
- 4. 公務員は全體の奉仕者であつて、國民は公務員を選定し及びこれを罷免する權利があること。
- 5. 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けないこと。
- 6. 思想及び良心の自由、信教の自由、集會、結社及び言論、出版の自由、居住、移転及び職業選擇の自由、學問の自由は憲法によつて保障されてゐること。
- 7. 夫婦は同等の權利を有して居り、婚姻は夫婦相互の協力によつて維持されてゐること。
- 8. 法律は社會の福祉、生活の保障及び公衆衛生の向上及び増進のため

56

又國民は教育を受ける権利、勤勞の權利、財産權、裁判所に於て裁判を受ける權利、濫に侵入、檢索及び押收を受けることのない權利を有してゐること。

何人も法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ又はその他の刑罰を科せられないこと。

#### 五 國會

國會は國權の最高機關であり、唯一の立法機關であつて、衆議院及參議院によつて構成されてゐること。

#### 六 内閣

行政權は内閣に屬して語り、内閣は内閣總理大臣及びその他の國務大臣によつて組織され、行政權の行使について國會に對し連帶して責任を負ふものであること。

#### 七 司法

司法權は最高裁判所及び下級裁判所に屬すること。

#### 八 財政

あらたに租税を課し、又は現行の租税を變更するには法律又は法律に定める條件によることを必要とし、又國庫を支出し、又は國が債務を負擔するには國會の議決に基くことを必要とすること。

#### 九 地方自治

地方公共團體の組織及び運営に關する事項は地方自治の本旨に基いて法律で定められること。

#### 十 其の他

日本國民の基本的人權は、人類多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの權利は侵すことのできない永久の權利として信託されたものであること。